

I 母子保健事業の体系

1. 母子保健事業の体系

平成24年度

		思春期	結婚	妊娠	出産	出生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
市町村	健康教育	思春期健康教育		妊娠届け出 母子健康手帳交付 母親（両親）学級 妊婦健康相談 マタニティマーク配付	→	育児学級	→					
	健康診査			妊婦健康診査（14回）		乳児一般健康診査	→	1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	就学時健診			
	保健指導			妊産婦訪問指導 栄養食品支給		新生児、未熟児訪問指導 乳児全戸訪問事業 乳幼児健康相談		1歳6か月児精密健康検査 3歳児精密健康診査				
県	事業	女性健康相談事業 不妊（不育）専門相談センター事業 特定不妊治療費助成事業				先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査 未熟児養育医療 自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児慢性特定疾患児手帳交付 療育の給付 長期療養児等療育相談事業 ・療育相談指導事業 ・巡回相談指導事業 ・ピアカウンセリング ・交流会、学習会 ・支援関係者連絡会議 ・遺伝等母子保健専門相談		→				
	基盤整備	山梨県母子保健評価運営委員会・保健所母子保健推進会議 母子保健地域組織育成 母子保健ライブラリー 未熟児搬送用保育器の設置										